

# Google ビジネスプロフィールストリートビュー撮影約款

は致しません。

## 第1条 (本約款の適用)

- 本約款は、株式会社ぐるなび(以下「当社」といいます)が提供する「Google ビジネスプロフィールストリートビュー撮影」のサービス(以下「本サービス」といいます)の利用を希望し、当社がこれを承諾した者(以下「契約者」といいます)と当社との間に適用される契約条件を定めることを目的とします。
- 契約者が、最新の約款に同意した場合又は第2条(本契約の締結及び成立)の定めにより同意したものとみなされた場合、すでに締結されたすべての本契約(第2条第2項に定義されます)について、最新の約款が適用されます。
- 第三者のために契約者となる者(代理店等を指し、以下「代理店契約者」といいます)が、自己の顧客(以下「代理店顧客」といいます)のために、自己の名で本契約を締結する場合、代理店契約者は、当社に対し、代理店顧客のために本契約を締結する権限並びに本契約に定める義務を履行するために必要な一切の権限を有することを表明し、保証するものとします。

## 第2条 (本契約の締結及び成立)

- 本サービスの利用申込みは、利用希望者が、当社所定の申込書及び申込画面等(以下併せて「本申込書等」といいます)に必要な事項を記入し、当社に提出又は登録することにより行われるものとします。かかる申込書等の提出又は登録をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなされます。
- 本サービスにかかる契約(以下「本契約」といいます)は、利用希望者による申し込みが当社が承諾した時点をもって成立します。

## 第3条 (本サービス)

- 当社は、本サービスとして、契約者の指定する店舗、施設等(以下「指定店舗等」といいます)に訪問し、指定店舗等内の写真(以下「本写真」といいます)を360度専用カメラにより撮影し(以下「本撮影」といいます)、本写真を指定店舗等のGoogleビジネスプロフィールストリートビューの所定の掲載箇所(以下「本掲載箇所」といいます)にアップロードするために必要な作業(以下「本掲載」といいます)を実施します。
- Googleビジネスプロフィール及びストリートビューは、Google,LLC.が提供するサービスであり、Google,LLC.による仕様変更等により、本サービスの内容が変更される場合があることを、契約者はあらかじめ承諾するものとします。
- 本サービスの詳細は、申込書等及び営業資料等に記載するとおりとし、当社はこれを自由に見直すことができるものとします。

## 第4条 (契約期間)

本契約の有効期間は、第2条第2項に定める本契約の成立日より、第3条第1項に定める業務の完了日までとします。

## 第5条 (撮影代金)

- 本撮影の対価(以下「本撮影代金」といいます)は、本申込書等に定める額とします。なお、本撮影代金には本約款に基づく、当社から契約者に対する本写真の使用許諾の対価が含まれます。なお、撮影場所への交通費は別途発生します。
- 契約者が、本約款の定めに従うことにより、本写真を使用しない場合であっても、本撮影代金は減額されません。

## 第6条 (撮影)

- 当社は、本申込書等の条件に従い本撮影を手配します。本撮影は当社の委託先であるカメラマン(個人およびカメラマンが特定の法人に所属する場合または特定の法人から委託を受けている場合の当該法人を総称し、以下「カメラマン」といいます)が行いますが、カメラマンを指名することはできません。
- 本撮影は、指定店舗等内の360度画像を撮影できるように行いますが、8か所の撮影ポイントを上限とし、撮影ポイントの追加は受けられません。なお、指定店舗等の広さや部屋数によっては、撮影ポイントを選定いただく場合がございます。
- 本撮影の所要時間は1時間を上限とし、撮影時間の延長は受けられません。所要時間内での撮影が完了できるよう、契約者は速やかに準備を行ってください。
- 当社は、本撮影を、契約者が本申込書において希望した時間に於て以下の条件で実施します。**契約者が以下の条件を超えて本撮影の実施を希望する場合、本撮影代金に加え、20,000円(税抜)の追加料金をお支払いいただきます。**

撮影時間帯	
基本時間	9:00 開始～20:00 終了

- 本撮影は、1申込みにつき1日1回を限度とし、360度専用カメラによって行われます。**自然災害や交通事故などのやむを得ない事情がある場合を除き、再撮影は一切行われません。**
- 撮影場所に於いて、本撮影代金のお支払いに加えて、当社が別途エリア別に定める交通費をご負担いただけます。
- 本写真の撮影内容に関しては、契約者が一切の責任を負います。当社が提示する撮影規程又はGoogle,LLC.の定める規程等に反するような内容が本写真に含まれていた場合には、該当の写真は掲載できません。また、この場合であっても、本撮影代金の減額や再撮影は行われません。
- 本撮影に関連して契約者に損害が生じた場合、当社は本撮影代金を上限としてかかる損害を賠償するものとします。
- 契約者が利用している当社が提供する各種サービスについての利用料金について、その支払いが確認できない場合は、その支払いが確認できるまで、本サービスの提供は停止されます。
- 契約者は、本写真の撮影にあたっては、**本写真の使用が、著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権その他第三者のいかなる権利をも侵害しないように契約者の責任と負担においてその第三者との間で必要なすべての権利処理をあらかじめ完了させるものとします。**この第三者には、契約者の従業員やシエフなども含まれます。
- 契約者が撮影中にカメラマン所有の機器を破損させるなどカメラマンに損害を与えたときは、契約者は、その責の範囲において、カメラマンに対しその損害を賠償するものとします。
- 当社は、いかなる形態であっても、本写真を契約者に納品及び提供すること

## 第7条 (掲載等)

- 本掲載は、本撮影から7営業日(当社の営業日とします。本約款において以下同じ)程度で行います。当社の業務の繁忙により多少の遅れが生じる場合があります。契約者はあらかじめ承諾するものとします。
- 本掲載は当社が行うものとし、本掲載箇所には、掲載者として当社の社名が表示されます。
- Google,LLC.のサービスの仕様変更又は停止、中止若しくは廃止等により掲載できない場合があることを契約者はあらかじめ承諾するものとし、当該事由により掲載できないときは当社は責任を負いません。この場合であっても、契約者は、当社に対し本撮影代金を支払う義務は免れません。
- 契約者が、本掲載箇所より本写真の取り下げを希望する場合は、当社所定の手続きに従って、当社に申請するものとし、当社は当該申請に基づき、本掲載箇所からの取り下げを行います。

## 第8条 (キャンセル等)

- お申し込み後のキャンセルや撮影日時の変更(以下「キャンセル等」といいます)は原則としてお受けできません。**
- 万が一、キャンセル等をご希望される場合、下表記載のキャンセル料をお支払いいただきます。**なお、キャンセル料のお支払いにかかる諸条件は、当社が別途定めるものとします。

キャンセル等の条件	キャンセル料
撮影日の3営業日前 18:00以降	申込み金額の全額(「交通費」を除く全ての費用)
撮影前日	申込み金額の全額(「交通費」を含む)
撮影日当日以降	申込み金額の全額(「交通費」を含む)

## 第9条 (本写真の使用許諾等について)

- 本写真の著作権は、当社に帰属します。
- 当社は、契約者に対し、本掲載箇所における本写真の使用を許諾します。ただし、**契約者は、方法の如何を問わず、当社に無断で本写真を本掲載箇所以外で使用し、第三者に販売、配布、譲渡もしくは貸与または使用の再許諾することはできません。**
- 前号に加え、契約者は、前項に基づきその使用許諾された本写真につき、リサイズ、同一性を失わせる編集(写真の一部切り出しを含みます)をすることはできません。
- 本写真の撮影及び掲載は、当社が明示的に許諾した本写真の使用に関するものを除き、当社から契約者に対する本写真の著作権その他一切の権利についての移転、譲渡、または放棄を伴うものではありません。
- 契約者が本約款に違反した場合、当社は、その使用の差止めを行うことができるほか、使用されている本写真を直ちに削除することができます。**また、この場合において、当社に損害が発生したときは、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。
- 本約款で定める使用許諾に基づく契約者による本写真の使用に対し、第三者より当該本写真が第三者の権利(著作権その他の知的財産権及び法律上保護に値する一切の権利をいいます)を侵害している旨の主張、要求等があった場合、契約者はすみやかに当社にその旨を報告するとともに、当社の指示に従い、かかる主張等に対応するものとします。なお、本号の定めは、当社がかかる主張等に単独で対応することを妨げるものではありません。

## 第10条 (損害賠償)

- 本約款で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本サービスに起因し又はこれに関連して、当社が契約者又は代理店顧客に対し負担する責任は、請求原因の如何を問わず、原因行為のための直接の結果として現実に発生した通常損害(予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害、逸失利益を含まない)の範囲に限られ、かつ、本撮影代金に相当する額を上限とします。但し、当社に故意又は重大な過失が認められる場合はこの限りではありません。
- 前項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず適用されます。
- 契約者又は役員その他契約者の関係者が本約款に違反する行為により当社に損害を与えた場合、契約者は、当社に対し、その損害を賠償するものとします。

## 第11条 (反社会的勢力の排除)

- 当社及び契約者は、相手方に対し、以下の各号のいずれにも該当しないこと、また各号のいずれにも関係がないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - 暴力団
  - 暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む)
  - 暴力団準構成員
  - 暴力団関係企業
  - 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
  - その他前各号に準ずる者(以下、前各号に該当する者を含み、総称して「反社会的勢力」といいます)
- 当社及び契約者は、前項各号のいずれかに該当することとなった場合、又は同各号のいずれかと関係が生じた場合は、直ちに相手方に通知するものとします。
- 当社及び契約者は、自ら又は第三者をして以下の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - 暴力的要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求
  - 取引に関して、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
  - 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」において禁止されている行為
  - 自身が前項各号に該当する者である、又はその関係者である旨を伝えるなどする行為
  - その他前各号に準ずる行為
- 当社及び契約者は、相手方より第2項の通知を受けた場合又は相手方が前項に違反した場合には、相手方に対し、何らの通知及び催告なしに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この場合、当社及び契約

者は、相手方に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の解約は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

5. 当社及び契約者は、相手方が反社会的勢力に該当すると判断した場合、相手方に対し、必要に応じて説明又は資料の提出を求めることができ、相手方はこれに速やかに対応するものとします。相手方がこれに速やかに対応せず、誠実に対応しない場合、相手方に対し、何らの通知及び催告なしに本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

#### **第12条 (再委託)**

当社は、当社の責任において、本サービスの提供にかかる業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

#### **第13条 (権利義務の譲渡等)**

契約者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位を承継させ、または本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、若しくは担保に供することはできません。

#### **第14条 (完全合意)**

本契約の契約締結以前における当社及び契約者間の明示又は黙示の合意、協議、申し入れ、各種資料等は、本契約の内容と矛盾又は抵触する場合はその効力を有しない。

#### **第15条 (分離可能性)**

本約款について、いずれかの条項又はその一部が、法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該約款の残りの条項及び一部が無効又は執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### **第16条 (本契約終了後の取扱い)**

1. 終了事由の如何を問わず、本契約が終了した場合であっても、当該終了時に本約款に基づく未履行の債務があるときは、当該債務については、その全ての履行が終了するまで本約款が適用される。
2. 前項のほか、終了原因の如何を問わず、第9条(本件写真の使用許諾等について)、第7条(掲載等)第4項、第10条(損害賠償)、第11条(反社会的勢力の排除)第4項、第13条(権利義務の譲渡等)、第14条(完全合意)、第15条(分離可能性)、本条、第17条(準拠法及び裁判管轄)の規定は、本契約終了後においても存続する。

#### **第17条 (準拠法及び裁判管轄)**

1. 本契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠します。
2. 契約者及び当社は、本契約に起因し、又はこれに関連する一切の争訟について、訴訟に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意するものとします。

制定日 2021年3月23日